

メルマガ

くらしのフレッシュ便



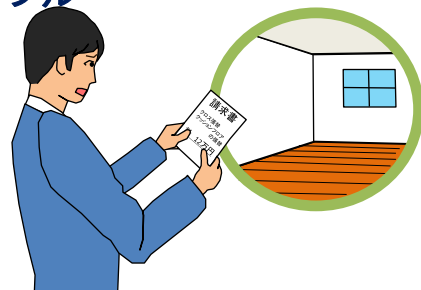
(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

相談ファイル

賃貸住宅退去時の原状回復トラブル

＜相談内容＞

3月末に大学4年間を過ごした賃貸アパートを退去した。壁のクロスに少し汚れがあったが、退去の立会いの際には管理会社から「綺麗にしている」と言われた。しかし、4月に届いた請求書を見ると、床のクッションフロアと壁のクロスの全面張り替えなどで敷金を超える12万円を請求されていた。これらすべてを借主が負担しなければならないのか。(20歳代 男性)



＜アドバイス＞

相談者には国土交通省が作成した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について説明し、請求書とガイドラインとを照らし合わせながら管理会社と交渉するように助言しました。

平成29年度上期に寄せられた広島県内の消費生活相談(不当請求・架空請求を除く)のうち、「不動産貸借」に関する相談は666件と「インターネット通信サービス」と並んで最も多く寄せられています。

○トラブル防止のために - 入居の際 -

- ・賃貸住宅契約時は、退去時の費用負担を定めた条項(特約事項)など契約書の内容をよく確認し、納得してから契約しましょう。
- ・入居する前からあった傷や汚れは、日付入りの写真を撮って、記録に残しておきましょう。

○トラブル防止のために - 退去の際 -

- ・国土交通省のガイドライン等をよく読み、原状回復の考え方を理解した上で、退去の立会いに臨みましょう。
- ・退去の立会いの際には、入居の際と同様に日付入りの写真を撮って、記録を残しておきましょう。
- ・請求された費用に納得がいけないときは、内訳などについて家主や管理会社等に十分な説明を求めましょう。

当事者間での話し合いによる解決が難しい場合、民事調停や少額訴訟等の手続きもあります。困ったときは、最寄りの消費生活相談窓口(☎188)に御相談下さい。

生活情報ファイル

家具の転倒に気を付けましょう！

タンスや棚などの家具が倒れ、子供が下敷きになる事故が発生しています。下敷きとなって子供が死亡するなど重大な事故に繋がる可能性があるため注意が必要です。

【事故防止のためのポイント】

(1) 家具は固定して使用する。

地震対策用に様々な家具の転倒防止グッズが販売されています。地震対策だけでなく子供の事故防止の観点からも、こうしたグッズの活用を検討しましょう。

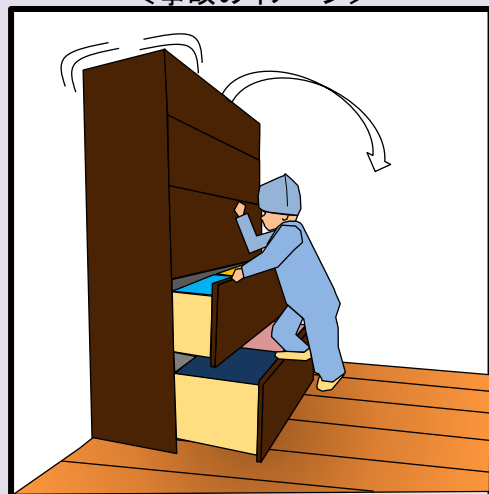
(2) 家具の引き出しにストッパーを付ける。

子供がタンス等の引き出しを階段状にして登り、転倒するケース(右図)が報告されています。子供が容易に開けられないようにストッパーなどを利用しましょう。

(3) 家具の上に子供の興味を引くものを置かない。

家具の上に子供の興味を引くものを置いておくと、子供はそれを取るために登ろうとします。家具の上に、そうしたものを置かないよう注意しましょう。

＜事故のイメージ＞



1歳から2歳の子供による事故が、全体の半数を占めています。

＜参考＞家具やテレビの転倒に気を付けましょう！ - 下敷きになった子どもが死亡する事故も - (消費者庁)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171110_0001.pdf

試してみよう，消費者力！第11回（平成29年度）

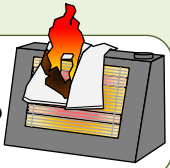
Q 景品表示法に基づく衣服の原産国表示について，正しい説明を選びなさい。

- 1 イタリア製の生地を使って中国で縫製され，日本で販売する衣服には「イタリア製」と表記する。
- 2 イタリア製の生地を使って中国で縫製され，日本で販売する衣服には「日本製」と表記する。
- 3 イタリア製の生地を使って中国で縫製され，日本で販売する衣服には「中国製」と表記する。
- 4 イタリア製の生地を使って中国で縫製され，日本で販売する衣服には「イタリア及び中国製」と表記する。

【第13回消費者力検定（平成28年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

電気ストーブの事故にご注意ください！



電気ストーブは手軽に使える暖房器具として，広く利用されています。その一方で，平成24年から平成28年に（独）製品評価技術基盤機構に寄せられたストーブによる製品事故のうち，半数を電気ストーブが占めているため，注意が必要です。

<事故防止のためのポイント>

使用中は離れない！

○電気ストーブを点けたまま，その場を離れるのは危険です。入浴など短時間であっても離れるときは必ず電源を切りましょう。

就寝中の暖房器具として使用しない！

○掛布団等が電気ストーブの高温部と接触して火事になる危険があります。就寝中の暖房器具としての使用は絶対にやめましょう。

狭い場所での使用は注意！

○脱衣所やトイレなど狭い場所で使用する際は，燃えやすいものを近くに置かないように注意しましょう。

衣類を乾かさない！

○電気ストーブで衣類を乾かすと，乾燥して軽くなった衣類が落下して火事になる危険性があります。



【参考】冬は火災が増加！安全に暖かく暮らすには？～電気ストーブは正しく使いましょう～（（独）製品評価技術基盤機構）

<http://www.nite.go.jp/data/000087902.pdf>

「試してみよう，消費者力！第11回」解答と解説→景品表示法に基づく原産国表示は，商品の実質的な変更がもたらされた国を表示するとされている。したがって中国で縫製されたので，中国製と表示される。（正解 - 3）

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 Tel 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変わっていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 Tel 08XX-XXXX-XXXX